

SORACOM Arcサービス契約約款

第1章 総則

- 第1.1条 約款の適用
- 第1.2条 約款の変更
- 第1.3条 用語の定義

第2章 サービスの種類等

- 第2.1条 サービスの種類
- 第2.2条 サービスの提供区域

第3章 本契約の締結

- 第3.1条 申込の方法
- 第3.2条 申込の承諾
- 第3.3条 契約の効力発生
- 第3.4条 契約者識別番号
- 第3.5条 アカウント

第4章 契約者の変更等

- 第4.1条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第4.2条 名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

第5章 利用の制限、中断、中止及び停止等

- 第5.1条 利用の制限
- 第5.2条 通信の切断
- 第5.3条 サービス利用の一時中断
- 第5.4条 サービスの提供中止
- 第5.5条 サービスの廃止

第6章 本契約の解除

- 第6.1条 契約者が行う契約の解除
- 第6.2条 当社が行う契約の解除

第7章 責務等

- 第7.1条 守秘義務
- 第7.2条 信用の維持
- 第7.3条 必要事項の通知

第8章 契約者による第三者への提供

- 第8.1条 再提供の前提条件
- 第8.2条 商標の使用
- 第8.3条 提供条件等の説明等

第9章 端末機器

- 第9.1条 端末機器

第10章 通信

- 第10.1条 データ量の測定

第11章 SORACOMシステムの利用

- 第11.1条 ソラコムシステムの提供
- 第11.2条 ソラコムサイトへの接続
- 第11.3条 ソラコムシステムの利用条件

第12章 禁止行為

- 第12.1条 禁止行為

第13章 料金等

- 第13.1条 サービス利用料
- 第13.2条 サービス利用料の支払義務
- 第13.3条 サービス利用料の支払方法
- 第13.4条 延滞利息
- 第13.5条 期限の利益喪失

第14章 保守

- 第14.1条 当社の維持責任
- 第14.2条 修理又は復旧

第15章 知的財産

- 第15.1条 知的財産権

第16章 保証の否認

- 第16.1条 保証の否認

第17章 補償

- 第17.1条 補償
- 第17.2条 責任の制限

第18章 雑則

- 第18.1条 約款の掲示
- 第18.2条 プライバシーポリシー
- 第18.3条 反社会的勢力の排除
- 第18.4条 分離可能性
- 第18.5条 合意管轄
- 第18.6条 準拠法

第19章 付加機能

- 第19.1条 通則
- 第19.2条 SORACOM Beamサービス
- 第19.3条 メタデータサービス機能
- 第19.4条 閉域網等接続サービス
- 第19.5条 SORACOM Endorseサービス
- 第19.6条 SORACOM Funnelサービス
- 第19.7条 SORACOM Funkサービス
- 第19.8条 SORACOM Harvestサービス
- 第19.9条 SORACOM Inventory サービス
- 第19.10条 SORACOM Kryptonサービス
- 第19.11条 SORACOM Lagoonサービス
- 第19.12条 SORACOM Napterサービス
- 第19.13条 SORACOM Orbitサービス

第19.14条 監査ログ機能
第19.15条 デバイスping機能
第19.16条 クーポン

料金表

第1章 総則

第1.1条 約款の適用

株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)は、SORACOM Arcサービスに関する本契約約款及びこれに関連する個別規約(以下、総称して「本約款」といいます。)を定め、本約款に基づき締結されるSORACOM Arcサービス契約(以下、「本契約」といいます。)に基づき、SORACOM Arcサービスを提供します。

第1.2条 約款の変更

当社は、本約款を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行われた後に契約者がSORACOM Arcサービスを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の約款に規定される料金その他の提供条件を適用します。

第1.3条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------------|---|
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、伝送路その他の電气的設備 |
| 電気通信回線 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備 |
| 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| バーチャルSIM/Subscriber | 任意のIPネットワークからSORACOMのプラットフォームを使用するために当社が発行する仮想的なSIM |
| VPG | 閉域網等接続サービスに係る電気通信回線との接続を行うために当社が設置する接続点である仮想ゲートウェイ |

第2章 サービスの概要

第2.1条 サービスの概要

SORACOM Arcサービスは、SORACOM Air サービスを用いない端末についても、契約者の通信回線を使ってSORACOMの各種プラットフォームサービスをお使いいただくことのできるサービスです。サービスの具体的な内容や詳細な使用条件については、当社ウェブサイトに掲示します。申込にあたっては、事前に当社ウェブサイトの内容をご確認ください。なお、契約者の通信回線に生じた問題については契約者が自ら責任を負うものとします。

第3章 本契約の締結

第3.1条 申込の方法

SORACOM Arcサービスの利用申込者(以下、「申込者」といいます。)は、本約款を承認した上で、当社所定の手続に従ってオンラインサインアップによる申込(以下、「申込」といいます。)を行うものとします。

第3.2条 申込の承諾

1. 当社は、申込者に対して、申込者がSORACOM Arcサービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めています。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き、当該申込を承諾します。
 - (1) 申込者が本約款上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (2) 申込者に対するSORACOM Arcサービスの提供により、当社又は他の契約者の信用又は利益を損なうおそれがあるとき
 - (3) 申込者に対するSORACOM Arcサービスの提供により、当社若しくは第三者の知

- 的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
- (4) 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。
 - (5) 申込者が第5.1条(利用の制限)第3項各号の事由に該当するとき。
 - (6) 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。
 - (7) 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
 - (8) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
 - (9) 申込者がSORACOM Arcサービスを適切に利用する意思が無いとき。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

第3.3条 契約の効力発生

本契約は、申込を当社が第3.2条(申込の承諾)に基づき承諾した日に申込者と当社の間で効力を生じるものとします(以下、効力が発生した日を「効力発生日」、効力発生日以降の申込者を契約者と称するものとします。)

第3.4条 契約者識別番号

1. 当社は契約者に対して契約者識別番号を付与します。但し、契約者識別番号の付与は、契約者がSORACOM Arcサービスを継続的に利用できることを保証することを意味するものではありません。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由(技術上の理由を含みますが、これに限りません。)があるときは、SORACOM Arcサービスの契約者識別番号を変更することがあります。

第3.5条 アカウント

1. SORACOM Arcサービスを利用するためには、契約者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウント(以下、「ソラコムアカウント」といいます。)を作成しなければなりません。本約款で明示的に認められている場合を除き、契約者は一つの電子メールアドレスにつき、一つのソラコムアカウントのみ作成することができます。
2. 当社は、契約者に対し、前項に基づき作成されるソラコムアカウントに当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID(以下、「本ログインID」といいます。)及びログインパスワード(以下「本ログインパスワード」といいます。)を付与します。
3. 契約者は、自己の責任において本ログインID及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログインID及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又は第三者の利益のために使用してはならないものとします。また、契約者は、ソラコムアカウントの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又はソラコムアカウント情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとします。
契約者は、自らのソラコムアカウントに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象が契約者、契約者の役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとし、当社は何らの責任も負担しないものとします。また、かかるソラコムアカウントの使用に基づき当社に損害が発生した場合、契約者は当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。

第4章 契約者の変更等

第4.1条 契約者の氏名等の変更の届出

1. 契約者は、氏名及び住所又は居所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、電子メールアドレス、請求書の送付先、当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社に対し、直ちに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していた

だくことがあります。

3. 契約者が第1項に規定する変更を当社に届け出ないときは、当社が契約者から届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所への郵送あるいは電子メールアドレスへの電子メールの送信を行った場合は、当該通知は契約者に対して行われたものとみなします。

第4.2条 名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

1. 契約者は、当社の事前の承諾なくしてSORACOM Arcサービス又はSORACOMシステムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者が死亡した場合、その契約者の法定相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、当社が定める手続きに従い当社に届け出ることにより、引き続き当該契約に係るSORACOM Arcサービス(当社が別途定めるものに限り、)を受ける権利を承継することができます。この場合、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の義務を含みます。)を引き継ぐものとします。

第5章 利用の制限、中断、中止及び停止等

第5.1条 利用の制限

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持その他の公共の利益のために必要となる通信を優先的に取り扱うため、SORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービス(第19章の付加機能を含みます。以下同じ。)の利用を制限することができます。
2. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対するSORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの利用を停止又は制限することができます。
 - (1) 料金支払その他の本契約に基づく債務について、履行を遅滞したとき
 - (2) 契約者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき
 - (3) 契約者が第12.1条(禁止行為)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 第3.2条(申込の承諾)第2項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
 - (5) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。

第5.2条 通信の切断

当社は、SORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

- (1) 契約者回線がデータ通信を行うことができる状態(かかる状態を以下「セッション」といいます。)に長時間継続されたと当社が認める場合において、その通信を切断することがあります。
- (2) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その通信を切断することがあります。

第5.3条 サービス利用の一時中断

当社は、契約者から請求があったときは、SORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。但し、一時中断の期間は1年を超えることはできず、かかる期間経過後は、当社は契約者のソラコムアカウントその他の契約者情報を保管、維持又は提供する義務を負いません。

第5.4条 サービスの提供中止

1. 当社は、次の場合にはSORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの提供を中止することができます。
 - (1) 当社の電気通信設備又はシステムの保守上又は工事のためにやむを得ないとき。
 - (2) クラウド提供業者が当社へのクラウドサービスの提供を停止するとき。

- (3) 第3.4条(契約者識別番号)第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
2. 当社は、前項の規定によりSORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のウェブサイト等において掲示します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5.5条 サービスの廃止

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、SORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

第6章 本契約の解除

第6.1条 契約者が行う契約の解除

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第5.1条(利用の制限)、第5.2条(通信の切断)、又は第5.4条(サービスの提供中止)第1項の事由が生じたことによりSORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスを利用することができなくなった場合は、契約者は、当社に通知することにより、当社が当該通知を受領した日をもって本契約を解除することができます。

第6.2条 当社が行う契約の解除

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本契約を解除することができます。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知します。
 - (1) 第5.1条(利用の制限)の規定によりSORACOM Arcサービスの提供を停止された契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき。
 - (2) 第5.1条(利用の制限)各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (3) 当社とクラウド提供者との間の当社へのクラウドサービスの提供に関する契約がクラウド提供者によって解除されたとき。
2. 第5.5条(サービスの廃止)の規定により契約者が利用するSORACOM Arcサービスの全部が廃止されたときは、当該廃止の日の本契約が解除されたものとします。

第7章 責務等

第7.1条 守秘義務

当社及び申込者(本契約の締結後は契約者。本条において同じとします)は、第3.1条(申込の方法)に基づく申込以降、相手方の技術上、経営上及び知り得た相手方のその他一般に公表していない一切の情報に関する秘密を厳守し、これをSORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの提供又は使用の目的以外に使用しないこととします。ただし、法令又は裁判所、監督官庁その他当社又は申込者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。なお、本条は本契約の締結に至らなかった場合又は本契約が解除またはその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第7.2条 信用の維持

契約者は、SORACOM Arcサービス及びこれに付帯するサービスの使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

第7.3条 必要事項の通知

1. 契約者は、第13.5条(期限の利益喪失)第(2)号乃至第(5)号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに当社に対して書面により通知することとします。

2. 当社は、契約者に対して、契約者がSORACOM Arcサービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、この場合は第3.2条(申込の承諾)第1項の規定を準用します。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに契約者に対して通知することとします。
 - (1) 電気通信事業の休止若しくは廃止
 - (2) 電気通信事業を行うために必要となる登録、届出等の監督官庁による取消し
 - (3) 第5.1条(利用の制限)に基づくSORACOM Arcサービスの利用制限
 - (4) SORACOM Arcサービスの提供条件に影響を及ぼす電気通信設備の変更、増設又は廃止
 - (5) 当社の解散

第8章 契約者による第三者への提供

第8.1条 再提供の前提条件

契約者は、SORACOM パートナースペース(当社が同名にて当社ウェブサイト等で提供するプログラムを意味します。)への登録、当社が指定する契約の締結その他当社が定める手続の履行を行った場合は、SORACOM Arcサービスに基づく電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして第三者(かかる第三者を、以下「契約者顧客」といいます。)に提供することができます。ただし、その場合、かかるサービスの提供に関する一切の責任は契約者が負担するものとします。また、契約者は契約者顧客の本契約の条件の遵守について責任を負うものとし、契約者顧客の本契約の不履行は、契約者の不履行とみなします。

第8.2条 商標の使用

契約者は、第8.1条(再提供の前提条件)に従ってSORACOM Arcサービスに基づく電気通信サービスを契約者顧客に提供する場合において、当社の登録商標又は商標の使用を希望するときは、当社の承諾を得るものとし、当社が別途定める条件を遵守するものとします。

第8.3条 提供条件等の説明等

1. 契約者は、契約者顧客に対して、自らの責任により、その電気通信サービスに係る提供条件等の説明を行うことを要し、当社はその不順守等に基づく一切の責任を負いません。
2. 契約者は、第8.1条(再提供の前提条件)に従ってSORACOM Arcサービスに基づく電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、自らの責任により、契約者顧客その他の第三者からの契約者への通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ、SORACOM Arcサービスに基づく電気通信サービスに係る故障修理の請求等又はその他の苦情の受付及び対応等を行うことを要します。

第9章 端末機器

第9.1条 端末機器

契約者は電気通信事業法及び電波法等の関係法令が定める技術基準に適合し、SORACOM Arcサービスが対応する端末を利用することとします。

第10章 通信

第10.1条 データ量の測定

1. SORACOM Arcサービスについては、当社は、契約者に対して契約者回線と当社の間において伝送されるデータ量に応じて課金し、かかるデータ量は当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先(その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。)に到達しなかった場合には、そのデータについては、データ量の測定から除きます。
2. SORACOM Beamサービス(第19.2条(SORACOM Beamサービス)において定義します。)については、当社は契約者に対して当社と契約者回線との間及び当社と契約者が設定した送

信先の間においてそれぞれ要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。

3. **SORACOM Funnelサービス(第19.10条 (SORACOM Funnelサービス)において定義します。)**については、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。
4. **SORACOM Funkサービス(第19.11条 (SORACOM Funkサービス)において定義します。)**については、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。
5. **SORACOM Harvestサービス(第19.12条(SORACOM Harvestサービス)において定義します。)**については、当社は契約者に対して当社と契約者回線との間及び当社と契約者が設定した送信先の間においてそれぞれ要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は当社の機器により測定します。
6. **SORACOM Kryptonサービス(第19.14条(SORACOM Kryptonサービス)において定義します。)**については、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。
7. **SORACOM Orbitサービス(第19.17条 (SORACOM Orbitサービス)において定義します。)**については、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。

第11章 SORACOMシステムの利用

第11.1条 ソラコムシステムの提供

当社は、契約者に対し、**SORACOM Arc**サービスのコンソールシステムもしくはAPI(以下、「**SORACOMシステム**」といいます。)を、**WEBサイト**(以下、「**SORACOMサイト**」といいます。)を通じて提供します。

第11.2条 ソラコムサイトへの接続

契約者が**SORACOMサイト**へ接続する場合、契約者が自らの費用と責任で行うものとします。**SORACOMサイト**への接続中、回線・無線LANの環境等の不具合で接続が中断した場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第11.3条 ソラコムシステムの利用条件

1. 契約者は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って、**SORACOM Arc**サービスを使用するためにのみ**SORACOMシステム**を利用するものとします。
2. 当社は、契約者に事前に連絡することなく、**SORACOMシステム**により提供する情報(以下、「**SORACOM提供情報**」といいます。)の内容その他の**SORACOMシステム**の内容を変更するこ

とができます。当該変更が重要なものである場合は、当社は、契約者に対して事前に通知します。

第12章 禁止行為

第12.1条 禁止行為

本約款の他の規定において定めるものに加え、契約者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 電気通信事業法及び電波法等の関連法令が定める技術基準に適合しない端末を利用すること
- (2) 当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、SORACOM Arcサービス用に使用される設備又はシステムに過大な負荷を生じさせる行為
- (3) 児童買春、児童ポルノを閲覧又は取得するため、その他当社が不適切と判断する目的においてSORACOM Arcサービスを利用する行為
- (4) SORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
- (5) 第三者の使用に供するためにSORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部を複製すること。
- (6) 第三者(契約者顧客を除きます。)にSORACOMシステム及びSORACOM提供情報を取扱わせること。
- (7) SORACOM提供情報を改変又は改竄すること。
- (8) 第三者が提供する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。
- (9) 当社の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。
- (10) SORACOM提供情報を基にして知的財産権を出願すること。
- (11) 不正なアクセス、コンピューターウイルス等を用いてSORACOM提供情報を格納するサーバーに対して攻撃を行うこと。
- (12) SORACOMシステムに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行うこと。
- (13) 前各号の行為を第三者に行わせること。
- (14) 料金表記載の無料利用枠を複数獲得する目的など、ソラコムアカウントを濫用的に複数作成すること

第13章 料金等

第13.1条 サービス利用料

当社が提供するSORACOM Arcサービスの料金(以下、「SORACOM Arcサービス料金」といいます。)は、基本使用料、通信料、付加機能使用料及びその他の手続に関する料金とし、その額及び計算方法は、料金表第1表(料金)(以下、「本料金表」といいます。)に定めるところによります。

第13.2条 サービス利用料の支払義務

1. 契約者は、本契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から、本料金表に規定するSORACOM Arcサービス料金を支払う義務を負います。
2. 契約者が、付加機能の提供を受ける場合、かかる付加機能の提供開始日から、本料金表に規定する料金を支払う義務を負います。
3. 契約者は、本契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始して以降は、第5.3条(サービス利用の一時中断)、第5.4条(サービスの提供中止)又は第5.1条(利用の制限)第3項によりSORACOM Arcサービスを利用することができない又は利用しない状態が生じたときであっても、基本使用料及び付加機能使用料を支払う義務を負います。

第13.3条 サービス利用料の支払方法

契約者は、SORACOM Arcサービス料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法によ

り支払うものとします。

第13.4条 延滞利息

契約者は、SORACOM Arcサービス料金その他の本契約に基づく支払債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第13.5条 期限の利益喪失

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担するSORACOM Arcサービス料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにそのSORACOM Arcサービス料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生したのちに発生する債務については、契約者は、当社から請求があれば直ちに弁済しなければならないものとします

- (1) 契約者が支払不能に陥ったと当社が認めたとき。
- (2) 契約者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく倒産処理手続が開始されたとき。
- (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 契約者の資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が発送されたとき
- (5) 契約者について電気通信事業の登録又は届出が取り消されたとき。
- (6) 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- (7) 契約者の所在が不明なとき。
- (8) その他契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

第14章 保守

第14.1条 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第14.2条 修理又は復旧

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備又はシステムが故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、当社の電気通信設備又はシステムを修理又は復旧するときは、契約者識別番号を変更することがあります。

第15章 知的財産

第15.1条 知的財産権

SORACOM Arcサービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス(第19章規定の付加機能を含みます。以下同じ)に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社に帰属するものであり、本約款、SORACOM Arcサービス、SORACOMシステム又はこれらに付帯するサービス提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

第16章 保証の否認

第16.1条 保証の否認

契約者は、SORACOM Arcサービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービスは現状のままで提供されることに合意するものとします。当社は、提供されるSORACOM Arcサービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービスに関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第17章 補償

第17.1条 補償

当社及び契約者は、本約款に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本約款に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第17.2条 責任の制限

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によってSORACOM Arcサービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービスが利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 当社は、SORACOM Arcサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりSORACOM Arcサービスが、当社が利用不能となったことを認識してから24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)、継続して完全に利用不能となった場合において、契約者から請求があった場合、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した日数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に応じたSORACOM Arcサービス料金額を、当該契約者に対する請求額から減額します。ただし、契約者が利用不能となったことを知った日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
3. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額のSORACOM Arcサービス料金を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
4. 前各項の規定にかかわらず、クラウド提供業者の帰責事由によるSORACOM Arcサービスの利用不能の場合には、当社は、クラウド提供業者から受領した損害賠償額を限度として契約者に生じた損害(但し、現実に発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。)につき責任を負います。
5. 当社は、SORACOM Arcサービスの提供が行われなかったことによる逸失利益及び契約者の顧客、契約者顧客その他の第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとします。
6. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第18章 雑則

第18.1条 約款の揭示

当社は、最新の本約款を当社のウェブサイトにおいて揭示することとします。

第18.2条 プライバシーポリシー

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

第18.3条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。
 - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
 - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
 - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
 - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
 - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
 - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第18.4条 分離可能性

本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第18.5条 合意管轄

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18.6条 準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第19章 付加機能

第19.1条 通則

1. 当社は、本章に記載する付加機能に関する契約者の損害については第17.2条(責任の制

限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。

2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示する各付加機能の利用方法その他の提供条件を確認し、それらに従って各付加機能を利用するものとします。

第19.2条 SORACOM Beamサービス

1. SORACOM Beamサービスとは、契約者からの請求により、通信の暗号化やデータの送信先を当社から契約者の指定する送信先に変更するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Beamサービスを利用することができます。

第19.3条 メタデータサービス機能

1. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Arcサービスを利用している端末に関するIMEIの取得及び当該端末のSORACOM Arcサービス利用状況に関する情報を取得、更新することができるメタデータサービス機能を利用することができます。
2. 契約者はメタデータサービス機能を利用する場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。

第19.4条 閉域網等接続サービス

1. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、閉域網等接続サービス(SORACOM Canalサービス、SORACOM Directサービス、SORACOM Doorサービス、VPG Type-Eサービス、VPG Type-Fサービス、SORACOM Gateサービス、SORACOM Junctionサービスを総称したもの)を組み合わせて利用することができます。その場合、当社が別途定める閉域網等接続サービスに関する契約の締結が必要となります。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示する閉域網等接続サービスの利用方法その他の提供条件(「閉域網等接続サービス契約約款」及び「[旧区分]閉域網等接続サービス契約約款」(従来のVPG Type-C及びVPG Type-Dを用いたSORACOM Canalサービス、SORACOM Directサービス、SORACOM Doorサービスの提供について規定したもの)を含みますがこれに限りません。)に従って閉域網等接続サービスを利用するものとします。

第19.5条 SORACOM Endorseサービス

1. SORACOM Endorseサービスとは、契約者からの請求により、当社がデバイスの認証情報を提供するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Endorseサービスを利用することができます。
3. 契約者はSORACOM Endorseサービスの利用をする場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。

第19.6条 SORACOM Funnelサービス

1. SORACOM Funnelサービスとは、契約者からの請求により、データの送信先を当社から契約者の指定するクラウドのアドレスに変更するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Arcサービスにおいて、SORACOM Funnelサービスを利用することができます。

第19.7条 SORACOM Funkサービス

1. SORACOM Funkサービスとは、契約者からの請求により、IoTデバイスから契約者の指定するクラウドのファンクションとを連携するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Arcサービスにおいて、SORACOM Funkサービスを利用することができます。

第19.8条 SORACOM Harvestサービス

1. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Harvestサービスを組み合わせる利用することができます。その場合、当社が別途定めるSORACOM Air Harvest利用オプションに関する契約の締結が必要となります。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Harvestサービスの利用方法その他の提供条件(ログイン等サービス契約約款を含みますがこれに限りません。)に従ってSORACOM Harvestサービスを利用するものとします。

第19.9条 SORACOM Inventory サービス

1. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Inventory サービスを組み合わせる利用することができます。その場合、当社が別途定めるSORACOM Inventory に関する契約の締結が必要となります。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Inventoryサービスの利用方法その他の提供条件(デバイス管理サービス契約約款を含みますがこれに限りません。)に従ってSORACOM Inventoryサービスを利用するものとします。

第19.10条 SORACOM Krypton サービス

1. SORACOM Kryptonサービスとは、当社がセキュアプロビジョニング (初期設定)を支援するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Kryptonサービスを利用することができます。

第19.11条 SORACOM Lagoon サービス

1. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Lagoonサービスを組み合わせる利用することができます。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Lagoonサービスの利用方法その他の提供条件(ダッシュボード作成サービス契約約款を含みますがこれに限りません。)に従ってSORACOM Lagoonサービスを利用するものとします。

第19.12条 SORACOM Napter サービス

1. SORACOM Napterサービスとは、契約者からの請求に応じてデバイスにリモートアクセスすることを可能とするサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、SORACOM Napterサービスを利用することができます。
3. 契約者はSORACOM Napterサービスの利用をする場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。

第19.13条 SORACOM Orbit サービス

契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、デバイスとクラウドサーバー間の通信経路上でデータ処理プログラムを実行できるSORACOM Orbitサービスを組み合わせる利用することができます。

第19.14条 監査ログ機能

契約者は、SORACOM Arcサービスを利用する場合は、契約者がログインやAPI呼び出しに関する履歴を参照することのできる監査ログ機能を利用することができます。

第19.15条 デバイスping機能

契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、デバイスへの通信の疎通確認をすることのできるデバイスping機能を利用することができます。

第19.16条 クーポン

1. 契約者は、第13.3条(サービス利用料の支払方法)に定める支払い方法に代えて、SORACOM Arcサービスを利用することができる金額枠(以下、「クーポン」といいます。)を受領もしくは購入し、SORACOMシステムに登録することにより、SORACOM Arcサービス料金の支払いを行うことができます。
2. 当社は、いかなる理由であっても、クーポンの払い戻し、換金及び再発行を行わないものとします。
3. その他、クーポンに関する利用条件は当社がウェブサイトに掲示するクーポンの利用方法その他の提供条件(クーポンに関する規約を含みますがこれに限りません。)に定めるものとします。

料金表

通則

1. 当社は、SORACOM Arcサービス料金について、各月1日の日本時間午前9時から翌月1日の午前8時59分までの期間を1料金月とし、その期間毎に計算します。
2. 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額(以下「税抜額」といいます。)で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額(以下「税込額」といいます。)を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。
(注)この料金表に規定する税込額は消費税法(昭和63年法律第108号。その後の改正を含みます。)第63条に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。
3. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金について、1料金月単位で計算します。なお、日額で課金される料金については、当日の日本時間午前9時から翌日午前8時59分までの期間毎に計算します。
4. 契約者が通信又はセッションを開始した期間と、通信又はセッションが完了した期間が異なる場合は、当社は当社が別途定める方法により計算するものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、当社は、必要と認めるときは、上記期間と異なる期間毎に料金を計算することができます。
6. 当社は、料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
7. 当社は、1料金月の料金が50円に満たない場合及び当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。また、全回線の解約を行った場合等で1料金月の料金が50円に満たない場合、料金を50円に切り上げて支払っていただくことがあります。

第1 SORACOM Arcサービス基本使用料

1. 料金

1契約ごとに

| | 料金額 次の税抜額(カッコ内は税込額) |
|---|---------------------|
| SORACOM Air JapanサービスにおけるSIMに追加する形で利用する場合 | 月額50円 (55円) |
| SORACOM Air JapanサービスにおけるSIMに紐づけることなく、単独でバーチャルSIM/Subscriberを利用する場合 | 月額80円 (88円) |

上記月額料金については日割り計算を行いません。

第2 SORACOM Arcサービスデータ通信料

当社は、本約款第10.1条(データ量の測定)に基づき測定された課金対象のデータ量(上り・下りの合計で計算されます)に応じて以下の料金を適用します。ただし、1GBまでのデータ通信料は基本使用料に包含されます。また、1GBに満たない端数については切り上げて計算します。

1契約ごとに

| | 料金額 次の税抜額(カッコ内は税込額) |
|-----------------------|---------------------|
| SORACOM Arcサービスデータ通信料 | 20円 (22円) / GB |

第3 SORACOM Arcサービス付加機能使用料

SORACOM Arcサービス付加機能使用料については、SORACOM Air Japanサービス契約約款の料金表をご参照ください。なお、SMS機能、カスタムDNS機能、端末情報取得機能、CHAP認証機能、簡易位置測位機能、SORACOM Peek for SIM、診断機能はSORACOM Arcサービスでは使用することができません。そのため、SORACOM Air Japanサービス契約約款の料金表におけるこれらの付加機能に関する規定は適用しないものとします。

第4 SORACOM Arcサービスの手続きに関する料金

| 料金種別 | 次の税抜額 (カッコ内は税込額) | 支払時期 |
|---------|---------------------|---|
| 契約事務手数料 | 1契約あたり50円 (55円) | 契約者と当社との間でSORACOM Arcサービスについての本契約が締結されたとき |

第5 無料利用枠

当社は、契約者がソラコムアカウントを保有する間は、毎月のSORACOM Arcサービス料金から、1アカウントあたり、以下の費用相当額(以下、「無料利用枠」といいます。)を減額するものとします。なお、毎月の無料利用枠に未使用分があった場合であっても、当該未使用分の無料利用枠が翌月に持ち越されることはありません。

- バーチャル SIM/Subscriber1契約分の月額基本使用料
- 1GB分のデータ通信料

また、当社は、1アカウントあたり、1回に限り、バーチャルSIM/Subscriber1契約分の契約事務手数料を減額するものとします。